

③④最高人民法院による著作権の民事紛争事件の審理における法律の適用に関する若干問題の解釈

法釈〔2026〕18号

1. 2002年10月12日最高人民法院審判委員會第1246回會議で可決された（法釈〔2002〕31号）。
2. 2020年12月23日に最高人民法院審判委員會第1823回會議で可決された「最高人民法院による『最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）』等18件の知的財産権類司法解釈の改訂の決定」に基づいて第1回改訂された（法釈〔2020〕19号十）。
3. 2026年5月25日に最高人民法院審判委員會第1976回會議で可決された「最高人民法院による『最高人民法院による著作権の民事紛争事件の審理における法律の適用に関する若干問題の解釈』に関する決定」に基づいて第2回改訂され、2026年9月1日より施行する¹。

著作権の民事紛争事件が正確に審理されるため、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の法律規定に基づいて、法律の適用の若干問題について、次の通り解釈する。

第1条 人民法院は次に掲げる著作権の民事紛争事件を受理する。

- （一）著作権と著作隣接権の権利帰属、権利侵害、契約をめぐる紛争事件であって、権利侵害紛争には、著作権と著作隣接権の非侵害の確認をめぐる紛争事件を含む。
- （二）訴えの提起前の著作権と著作隣接権の侵害行為の停止を申し立てる事件、訴えの提起前の財産保全、訴えの提起前の証拠保全を申し立てる事件
- （三）訴えの提起前、訴訟係属中の著作権及び著作隣接権の侵害行為の停止により引き起こした損害責任をめぐる紛争事件
- （四）その他の著作権と著作隣接権をめぐる紛争事件

第2条 著作権主管部門が取り締まった著作権侵害行為に対して、当事者が人民法院に訴えを提起して、当該行為者に民事責任を追及する場合、人民法院は受理しなければならない。

2 人民法院は、著作権主管部門による処理を経た著作権の侵害行為をめぐる民事紛争事件を審理するとき、事件の事実に対して全面的な審理を行わなければならない。

第3条 著作権侵害行為により提起した民事訴訟は、著作權法第52条、第53条に規定する侵害行為の実施地、侵害複製品貯蔵地又は封印差押え地、被告住所地の人民法院が管轄する。

2 前項に規定する侵害複製品貯蔵地とは、侵害複製品を大量に又は経常的に貯蔵し、隠匿

¹ 原文の出典：最高人民法院の公式サイト（2026年8月20日）

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/509271.html>、2026年8月28日最終閲覧）。

する所在地をいう。封印差押え地とは、税関、著作権等の行政機関が法により、侵害複製品を封印し、差押える所在地をいう。

第4条 異なる侵害行為実施地に係る複数の被告に対して提起した共同訴訟について、原告はそのうちの一の被告の侵害行為実施地の人民法院に訴えを提起することを選択することができる。そのうちの一の被告に対してのみ訴えを提起する場合は、当該被告の侵害行為実施地の人民法院が管轄権を有する。

第5条 法により設立した著作権集団管理組織が、著作権者の書面による授權に基づいて、自己の名義で訴えを提起する場合、人民法院は受理しなければならない。

第6条 当事者が提供した著作権に係る原稿、原本、合法的出版物、著作権登記証書、認証又は鑑定機関によって発行された証明、権利を取得した契約等は、証拠とすることができる。

第7条 当事者が自ら、又は他人に委託して注文による購入、現場取引等の方法により侵害複製品を購入することにより取得した実物、領収書等は、証拠とすることができる。

2 公証人が被疑侵害側の一方の当事者に対して身分を明らかにしていない状況の下で、事実のまま相手側の他方の当事者に対して、前項に規定する方法で取得した証拠、又は証拠収集の過程で発行した公正証書は、証拠として使用しなければならない。ただし、反対の証拠があった場合はこの限りでない。

第8条 著作権法第10条第1項第（一）号に規定する「公衆に公表する」とは、著作物を不特定の人に公表することをいう。ただし、公衆に知られていることを要件としない。

第9条 著作権法第17条第3項にいう著作物について、著作権者が自然人である場合、その保護期間は著作権法第23条第1項の規定を適用する。著作権者が法人又は非法人組織である場合、その保護期間は著作権法第23条第2項の規定を適用する。

第10条 著作物の署名の順序をめぐる紛争について、人民法院は次に掲げる原則に従い処理する。約定がある場合は、その約定に従い署名の順序を決定する。約定がない場合は、著作物の創作に割いた労力、著作物の順番、著作者の姓の画数等に従い署名の順序を決定することができる。

第11条 著作権法第11条第3項に規定する場合を除き、他人が執筆して本人が原稿を校閲して定稿し、かつ本人の名義で公表した報告、講演等の著作物は、報告者又は講演者が著作権を享有する。著作権者は執筆者に適正な報酬を支払うことができる。

第12条 当事者の合意により特定人物の経歴を題材に完成した自伝体裁の著作物は、当事者がその著作権の帰属について約定がある場合は、その約定に従う。約定がない場合は、著作権は当該特定人物が享有する。執筆者又は整理者がその著作物の完成に対して労力を割いた場合、著作権者はその者に適正な報酬を支払うことができる。

第13条 異なる著作者が同一の題材について創作した著作物は、著作物の表現が独立して完成しかつ創作性を有する場合は、著作者が各自に独立した著作権を享有すると認定しなければならない。

第14条 他人が取材・編集した単純な事実ニュースを伝播・報道する場合は、出典を明記しなければならない。

第15条 著作権法第19条の規定に従い、委託著作物の著作権が受託者に帰属する場合、委託者は約定された利用範囲内で著作物を利用する権利を享有する。双方が著作物の利用範

図を約定しなかった場合、委託者は創作を委託した特定目的の範囲内、無料でその著作物を利用することができる。

第 16 条 著作権法第 24 条第 1 項第（十）号に規定する公共の場に設置され又は陳列されている芸術著作物²とは、社会公衆の活動の場所に設置され又は陳列されている彫刻、絵画、書等の芸術著作物をいう。

2 前項に規定する芸術著作物の模写、絵画、撮影、録画をする者は、その成果物を合理的な態様と範囲で法により再度利用することができる。ただし、著作権者の許諾を得なければ、同じ態様で設置し、陳列し、又は公に伝播してはならない。

第 17 条 著作権法第 35 条第 2 項に規定する転載とは、新聞、雑誌主管部門の承認を得て出版する紙媒体の新聞、雑誌並びにそれらと内容及び版面のレイアウトが一致するデジタル版に、他の新聞、雑誌ですでに公表された著作物を掲載する行為をいう。転載に際して、転載される著作物の著作者及び最初に掲載した新聞、雑誌の出典を明記しない場合は、影響の除去、謝罪等の民事責任を負わなければならない。

2 すでに公表された著作物を、新聞、雑誌とインターネット情報サービス提供者との間に相互に転載し、インターネット情報サービス提供者の間に相互に転載することは、前項の規定は適用せず、著作権者の許諾を経なければならず、かつ報酬を支払わなければならない。

第 18 条 出版物が他人の著作権を侵害した場合、出版者はその故意又は過失、侵害の程度及び損害による結果³等に基づき、民事責任を負わなければならない。

2 出版者はその出版行為に関する授権、原稿の出所及び署名、編集に係る出版物の内容等について、合理的な注意義務を尽くしていない場合は、著作権法第 52 条の規定により民事責任を負う。

3 出版者は、その合理的な注意義務を尽くしたことに對して立証責任を負う。

第 19 条 コンピュータソフトウェアのユーザが許諾を経ないで又は許諾された範囲を超えて商業的にコンピュータソフトウェアを利用した場合は、著作権法第 53 条第（一）号、「コンピュータソフトウェア保護条例」第 24 条第 1 項第（一）号の規定により民事責任を負う。

第 20 条 著作権譲渡契約が書面形式によらなかった場合、人民法院は民法典第 490 条の規定に基づいて契約が成立するか否かを審理する。

第 21 条 出版者が著作権者の交付した出版用著作物を紛失し、損壊したために出版契約を履行不能となった場合、著作者は、民法典第 186 条、第 238 条及び第 1184 条等の規定に基づいて、出版者に相応の民事責任を負うことを求める権利がある。

第 22 条 権利者が被った実際の損害は、権利の侵害による権利者の複製品の発行減少の数量、又は侵害品である複製品の販売数量を、権利者の当該複製品の発行数量の単位あたりの利益に乗じた積により算定することができる。

2 発行減少の数量の決定が困難である場合は、侵害複製品の市場における販売数量により

² 「公共の場に設置され又は陳列されている芸術著作物」という文言は、原文から直訳すると、「公共の場の芸術著作物」になる。

³ 原文は「后果」である。

決定する。

第 23 条 権利者が被った実際の損害又は侵害者の違法所得、合理的な権利の利用料の算定が困難である場合、人民法院は当事者の請求又は職権により著作権法第 54 条第 2 項の規定を適用して賠償額を決定するものとする。

2 人民法院が賠償額を決定する際に、著作物の種類、被疑侵害者の故意又は過失の程度、侵害行為の性質及び結果等の情状を参酌して総合的に決定しなければならない。

3 当事者が本条第 1 項の規定に従い、賠償額について合意した場合は、認めなければならない。

第 24 条 著作権法第 54 条第 3 項に規定する侵害行為を制止するために支払った合理的支出には、権利者又は委任代理人が侵害行為に対する調査、証拠収集等のための合理的費用を含む。

2 人民法院は当事者の訴訟請求及び事件の具体的状況に応じて、国の関連部門に規定する弁護士費用を賠償の範囲内に計上することができる。

第 25 条 著作権侵害の訴訟時効の期間は 3 年とし、著作権者が権利に損害を被ったこと及び義務者を知り又は知るべき日より起算する。権利者が 3 年を超えて訴えを提起する場合は、侵害行為が訴えの提起時に依然として継続していれば、当該著作権保護期間内に、人民法院は、被告の侵害行為を停止せよ旨の判決を下さなければならない。侵害による損害賠償の額は、権利者が人民法院に訴えを提起した日から 3 年を遡って算定する。

第 26 条 人民法院が保全措置を採る場合は、民事訴訟法及び「最高人民法院による知的財産権紛争の行為保全事件の審理における法律の適用の若干問題に関する規定」の関連する規定に基づいて取り扱う。

第 27 条 人民法院が受理した著作権の民事紛争事件が著作権法の改正後に発生した法律事実に関わった場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。著作権法の改正前に発生した法律事実に関わった場合は、改正前の著作権法を適用する。ただし、法律、司法解释に別段の定めがある場合はこの限りでない。著作権法の改正前に発生し、著作権法の改正後にまで継続している法律事実に関わった場合は、改正後の著作権法の規定を適用する。ただし、法律、司法解释に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 28 条 以前の関連する規定がこの解釈に一致しない場合はこの解釈に準ずる。